

1. 件名：国立研究開発法人日本原子力研究開発機構高速実験炉原子炉施設の
設置変更許可申請に係る事業者とのヒアリング（74）

2. 日時：令和3年4月27日（火）10：15～12：20

3. 場所：原子力規制庁10階南会議室
※本ヒアリングは、テレビ会議システムで実施

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 審査グループ 研究炉等審査部門

菅原企画調査官、小舞管理官補佐、有吉上席安全審査官、片野安全審
査官、羽賀技術参与、加藤係員、山田係員

技術基盤グループ システム安全研究部門

藤田（哲）技術研究調査官

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

安全・核セキュリティ統括部 安全・核セキュリティ推進室 担当者

大洗研究所 高速実験炉部 部長 他10名

5. 要旨

○国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「原子力機構」という。）か
ら、令和3年4月12日の審査会合で説明があった審査の中間取りまとめ資料
のうち、設置許可基準規則第53条（多量の放射性物質等を放出する事故の拡
大の防止）について配布資料に基づき説明があった。

○原子力規制庁から、以下の点を伝えた。

（1）BDBA 発生時の敷地境界における実効線量の評価に当たって、評価条件とし
て設定した、炉内蓄積量、核種の移行割合等の項目のうち、設計基準事故時
の評価から現実的な想定としたものや保守的な想定としたものを根拠と共に
説明すること。

○原子力機構から、承知した旨の返答があった。

6. 配布資料

資料 1 : 高速実験炉原子炉施設（「常陽」）の新規制基準適合性 第 13 条
（運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故の拡大の防止）、第 53
条（多量の放射性物質等を放出する事故の拡大の防止）、第 8 条
（火災による損傷の防止）、第 32 条（炉心等）、第 59 条（原子炉
停止系統）他

資料 2 : 「常陽」と実用発電用原子炉の Cs-137 の放出量評価の比較